

第3章 基本的施策の推進と体制の確立

1 基本方針と基本的施策

本市のすべての分野において、差別や人権侵害の現状を踏まえた施策の策定と国・県等の関係機関、人権関係団体、NPO法人（用語の解説 参照）等との密接な連携により、取り組みを推進します。

また、新たに制定された人権に関する法律等を広く市民に周知するよう努めるとともに、その法律が示す目的や理念を十分に踏まえながら施策を展開していきます。

さらには、当事者の参画を図るとともに「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会」等に意見を聴きながら施策を進めていきます。

なお、市民参画型の手法を取り入れ、人権啓発等の取り組みを一層推進するために、平成11（1999）年に設立した「公益財団法人 鳥取市人権情報センター」との連携も一層強化していきます。

（1）人権擁護の推進について

差別や人権侵害に対しては、被害を受けた人が自立に至るまでの総合的な支援を行うことが必要です。

そのため、国・県等の関係機関と連携し、具体的に生じた差別や人権侵害事象に迅速な対応をするとともに、事象の検証を行い総合的な支援に努めます。

また、人権問題における分野ごとの実態把握に努め、施策を効果的に推進します。

さらに、相談支援の窓口である「人権福祉センター」を中心とした体制の充実を図るとともに、相談員の資質向上に取り組みます。

また、人権問題の相談は、同時に生活困窮をはじめ福祉、就労、教育、住宅等の分野に渡る場合があり、当事者本人に寄り添った個別的・包括的・継続的な相談支援に努めていきます。

そして、国・県等との密接な連携により、差別や人権侵害の防止並びに被害者支援のための取り組みを推進します。

（2）人権意識の高揚を図る取り組み

すべての人々が、命の大切さについて自覚し、人権問題を単に知識として理解するのみでなく、あらゆる差別や人権問題を自らの課題として真摯に受け止めていくことが不可欠です。

そして、日常の人権問題に敏感に気づくような感性を育み、あらゆる場面に生かすことができるよう人権意識の高揚を図っていく必要があります。

そのため、定期的には人権に関する意識調査等を実施するなどして、教育・啓

発の効果点を点検し、施策に反映していくことが重要です。

また、関係機関や市民団体等との連携による各種の集会や講演会、研修会や懇談会等を継続して開催することで、教育・啓発の一層の推進に努めていきます。

子どもたちに対しては、発達段階及び地域の実情を踏まえ、家庭・学校・地域などが、それぞれの役割を担いながら、協働して取り組んでいける人権教育を推進していきます。なお、本市の学校における人権教育に関しては、市教育委員会が策定の「学校人権教育推進プラン」によって、その考え方や取り組みを示し、人権尊重の精神を涵養する教育を一層進めていきます。

そうした教育・啓発の際に作成・配布する啓発冊子や資料についても、少しでも人権意識の高揚につながる内容や表現となるよう、常に工夫を凝らして作成していきます。

また、インターネット上での人権問題に対する啓発のあり方についても検討を進めるとともに、悪質な書き込み等に対しては、国や県と連携しながら削除要請を行っていきます。

併せて、この問題について、実効性のある法律の整備を引き続き国に要望していきます。

(3) 人材育成の取り組み

本市の職員を対象に、さまざまな機会を捉えて人権に関する研修を実施しながら、人材育成に取り組めます。

地域・職場等においては関係機関等と連携して人材育成プログラムの作成ならびに研修等を行い、人材育成に努めていきます。

また、人権問題の解決に向けた活動に取り組む市民団体を、育成・支援していくよう努めていきます。

(4) 相談機能強化の取り組み

人権が侵害されるおそれのある人や、現に侵害されている人に対しては、解決のための助言や一時的な保護を行うなど、相談・支援体制の整備、充実を図る必要があります。

また、市民の多様で複雑化する人権相談等に対応するため、支援や制度・各相談機関等の存在の周知に努めるとともに、相談に応じる側の専門性を向上させたり、他機関との連携を図ることができる人材育成を行う必要があります。

このため、国や県の関係機関と連携を図りながら、相談・支援体制の整備、充実と相談員の資質向上を図ります。また、相談事例を踏まえた施策化を検討していきます。

2 推進体制の確立

本市のすべての部署で、人権尊重の視点に立った行政施策を実施するため、庁内の推進体制を強化し、人権施策の推進に関する連絡・調整と人権問題に関する情報の共有を図ります。

さらに、国、県、市町村、関係機関・団体との適切な役割分担を踏まえ、互いに連携・協力を図りながら効果的で効率的な事業の推進を図ります。

また、人権侵害を受けた当事者に対する支援を行う体制の充実を図るため、相談員の資質向上を含めた人材育成等の取り組みを進めます。

なお、施策の推進にあたっては、庁内の関係部署の連携や協力を十分に図りながら行っていきます。